

『新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の 学生に対する緊急授業料免除(令和2年度前期)』 募集要項

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、令和2年度前期分授業料の免除を行います。(既に授業料を納入している人には、返還を行います。)

※通常の授業料免除は、前年度の所得で審査を行います。」「緊急授業料免除」は、家計急変後の収入見込みで審査を行います。

【対象者】※必ず(1)と(2)両方の要件を満たしている必要があります。

- (1)熊本大学に在学する学部生、大学院生、専攻科生、別科生であること。(留学生を含む。)
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、令和2年度前期分の授業料の納付が困難になった者。

(注)次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

1. 非正規生(研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生)
2. 高等教育の修学支援新制度に採用された者で、支援区分が第Ⅰ区分(全額免除)または第Ⅱ区分(2/3免除)の者。
3. 令和2年度前期分大学独自の授業料免除申請の結果、「全額免除」または「半額免除」を受けた者。

※(注)緊急授業料免除を申請する時点で、高等教育の修学支援新制度の「在学採用」の申請中の人(今年5月、6月に新制度の給付奨学金の申込みをした人)で、まだ採用が決定していない人は、今回の「緊急授業料免除」を申請することができます。申請の結果、修学支援新制度と緊急授業料免除の両方に採用された人は、どちらか申請者が有利な結果を適用します。

ただし、修学支援新制度の「在学採用」の結果、支援区分が第Ⅰ区分(全額免除)または第Ⅱ区分(2/3免除)の決定を受けた人は、今回の緊急授業料免除を受けることは出来ません。

2. 支援対象となる要件

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や廃業等に伴い、家計維持者(※1)の新型コロナウイルス感染症の影響に係る減収発生(以下、「事由発生」という。)後の所得(※2)が、事由発生以前の所得と比較して減少した者(※3)のうち、本学の授業料免除制度の基準に該当することとなる者。

※1 家計維持者について

- ・家計維持者とは、父・母又は父母に代わり家計を支持する者である。
- ・父母等の扶養下でない学生及び私費留学生については、独立生計者とする。

※2 所得について

- ・家計急変の状況は、家計維持者の年金及び公的扶助等による収入は含まず、給与収入(自営業に

については事業収入から必要経費を差し引いた金額)により比較する。

- ・父母等の扶養下にある場合は、父母等の所得を合算した額とする。
- ・独立生計者は、申請者本人及び配偶者の所得を合算した額とする。

※3 所得の減少について

- ・日本人学生等:事由発生後1ヶ月分の所得に12(ヶ月)を乗じた金額が、令和2年度所得課税証明書(内容は平成31(令和元年)分)等に記載の所得と比べて減少していること。
 - ・私費留学生 :本国にいる家族等からの仕送りや申請者本人のアルバイト収入等の合算した額が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減少していること。
- 本学の授業料免除基準(目安)は、下記のページを参照願います。

熊本大学>学生生活>入学料・授業料・奨学金等>授業料免除>4. 選考方法

3. 申請期間 **令和2年7月1日(水)～7月17日(金)【締切厳守】**

4. 申請手続

(1) 以下の必要書類を提出してください。

※申請する際に、下記の書類を提出することが困難な場合等は経済支援担当にご相談ください。

【日本人学生等】

項目	必要書類
※全員提出する書類(必須書類)	※ <u>新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書(excel ファイル)</u> (※1)
	※ <u>家計維持者の令和2年度所得課税証明書(内容は平成31年(令和元年)分等を写真等に変換したもの)</u>
家計維持者が会社等に勤めている(勤めていた)場合	<u>家計維持者の事由発生後1ヶ月分の収入を示す書類(例えば、令和2年5月の給与明細書や休職・無職等を示す書類)を写真等に変換したもの</u>
家計維持者が自営業等を営んでいる(営んでいた)場合	<u>家計維持者の事由発生後1ヶ月分の所得等(必要経費含む)を示す書類(例えば、令和2年5月の帳簿等や休業・廃業等を示す書類)を写真等に変換したもの</u>
家計維持者が公的年金(企業年金含む)を受給している場合	<u>家計維持者の年金の直近1年間分の受給額がわかる書類(令和2年金額改定通知書等)を写真等に変換したもの</u>
国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受ける場合もしくは受けている場合	<u>公的支援の受給証明書(※2)</u> ※公的支援の受給証明書の取得が申請期間内に間に合わない場合は、その書類を取得次第、提出してください。

【留学生】

項目	必要書類
※全員提出する書類(必須書類)	※新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書 (留学生用)(excel ファイル)(※1)
日本での居住先の賃貸契約書を提出できる場合	賃貸契約書 (契約者名・契約期間・家賃が確認できるページ) を写真等に変換したもの
事由発生後、申請者本人(または配偶者)にアルバイト等による収入がある場合	申請者本人(または配偶者)の事由発生後1ヶ月分のアルバイト収入等を示す書類(例えば、令和2年4月の給与明細書)を写真等に変換したもの

※1. 「新型コロナウイルス感染症の影響に係る申請・収入申告書」については、①「父母等の扶養下にある者」、②「独立生計者」、③「留学生用」の3種類がありますので、該当する書類を本学ホームページからダウンロードのうえ、必要事項を入力してください。

※2. 公的支援の受給証明書の具体例については、募集要項の5ページをご覧ください。

- (2) 必要書類を添付のうえ、以下の要領で**必ず全学基本メール(学生番号@st.kumamoto-u.ac.jp)**を使って提出すること。

【注】学生個人の私用メールアドレスによる提出は受け付けません。

また、郵送及び窓口への持参による提出も受け付けません。

- 宛先 : 熊本大学学生生活課経済支援担当
- メールアドレス : gag-kinkyu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 必ず「学生番号」及び「学生氏名」を明記すること

- (3) 申請書提出後の留意点

- 必要書類を提出して、書類が不備なくそろっている学生に対しては、7月下旬頃を目途に「受付完了」の旨を全学基本メールにより送信しますので、メールが届いていることを確認してください。
- 申請内容に不備や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消もしくは不足書類追加提出等の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からのメールや電話連絡に応答がない場合、申請を受理しないことがあります。

5. 選考結果の通知

- 通知時期: 令和2年8月下旬頃
- 通知方法: 全学基本メール(学生番号@st.kumamoto-u.ac.jp)を使って通知

6. 申請後の授業料の取扱いについて

○【令和2年度前期授業料を既に納付した人】

選考の結果、授業料の全額また半額が免除となった人は、免除された額の授業料を返還します。該当者には「授業料返還請求願」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、学生生活課経済支援担当宛提出してください。

○【令和2年度前期授業料を納付していない人】

選考の結果、授業料の半額が免除となった人、または不許可となった人は、選考結果通知に従い、前期授業料を納入してください。

7. コロナ感染症による家計急変学生に対する令和2年度後期分授業料免除の実施について

- 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により、家計が急変した学生に対する令和2年度後期分授業料の免除の実施の有無については「未定」です。
- 実施の有無等が決まりましたら、大学ホームページ、Web掲示板等でお知らせします。

8. 問い合わせ先

- 担当部署: 熊本大学学生生活課経済支援担当
- 電話番号: 096-342-2126
- E-mail: gag-syogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

【注意】このメールアドレスは、緊急授業料免除申請書の提出先ではありません。

提出先のメールアドレスは、3ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤 整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	事業主の方向け
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の 徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	